令和８年１０月２７日

公　告

陸上自衛隊中央輸送隊長

陸上自衛隊横浜駐屯地及び自衛隊神奈川地方協力本部における自動販売機の設置及び経営に関する業者の募集について

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町２７３に所在する陸上自衛隊横浜駐屯地及び神奈川県横浜市中区山下町２５３番地２号に所在する自衛隊神奈川地方協力本部において、自動販売機を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

１　応募資格

⑴　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

⑵　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

⑶　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

⑹　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

⑺　暴力団又は暴力団員及び⑶から⑹までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

２　設置方法

国有財産法第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可

３　設置台数等

設置場所	飲料自動販売機等※1	食品自動販売機等※1	設置業者数
陸上自衛隊横浜駐屯地	缶・ペットボトル式等７台(基準)※2	２台（基準）※2	１社
自衛隊神奈川地方協力本部	缶・ペットボトル式１台		

※１　什器等を活用した無人販売による要領も含む。

※２　細部の設置台数については、別途協議による。

４　募集要領の配布

⑴　期間：令和８年１１月１０日（火）から令和８年１１月１６日（月）
８時３０分から１６時３０分まで（１２時３０分から１３時３０分及び土日を除く。）

⑵　場所：陸上自衛隊横浜駐屯地　中央輸送隊本部総務科厚生班（本部庁舎１階）
担当：小池　電話０４５－３３５－１１５１（内線２２０）

⑶　公募に参加を希望する場合は、上記４⑴の期間に４⑵まで連絡をしたうえで、参加希望業者が直接募集要領を受領すること。業者の代理受領は認めない。

５　その他

細部の内容は、募集要領による。